

論 文

福井藩の郡奉行に関する基礎的研究

長野 栄俊*

はじめに

1. 郡奉行の概要
2. 就任者一覧
3. 職制の分析

おわりに

はじめに

江戸幕府の職制史研究では、1970年代に数量的分析の手法が導入されたことで各役職の基礎情報の蓄積が進み、その後も同様の手法により研究は深化した¹⁾。また、80年代には一次史料を用いた政治史研究の進展によって、政治状況のなかに官僚制を位置付けて分析する手法が主流となっていく²⁾。

福井藩の藩制については、舟澤茂樹が一連の先駆的な研究を発表しているが³⁾、その後は個別の役職に関する研究は必ずしも進んでおらず、数量的分析に関してはほとんど行われていない。

2024年、筆者は福井県文書館資料叢書「福井藩士履歴」⁴⁾やデジタルアーカイブ福井での画像公開の成果を活用した論考「福井藩の御奉行に関する基礎的研究」⁵⁾を発表した。御奉行は、役方（政務）の中核を担う役職の1つで、藩財政の収支を司る要職である。この御奉行の就任者を特定して一覧を作成し、いくつかの視点から数量的な分析を加えた。

この手法を用いて、本稿では福井藩の郡奉行について検討する。郡奉行は藩の農政をあずかり、金津奉行・寺社町奉行とともに藩の民政を担う要職で、地方文書等にも多く登場する。そのため郡奉行についての基礎的な情報を把握することは、農政・民政の研究に必須であり、地域史研究の進展にも資するところがあると考ええる。

まずは基礎作業として、職制や人事に関する藩政資料を用いて郡奉行就任者一覧を作成する。これをふまえ、御奉行を扱った前稿にならい、禄高や在任期間、昇進ルートなどに検討を加えていく。

なお、本稿では特に断らない限り、松平文庫（当館寄託）の資料を用い、当館での資料番号を記した。また、役名に冠せられた「御」の字は「御奉行」を除いてすべて省略している⁶⁾。

1. 郡奉行の概要

最初に、福井藩の郡奉行が、これまでどのように捉えられてきたかを確認するため、「福井藩役々

* 福井県文書館主任、認証アーキビスト

勤務雑誌 地」(A0143-02353) から、郡奉行の項目を翻刻する。

郡奉行

一郡奉行ハ、越前ノ国敦賀郡ヲ除キ七郡三分シテ上領・中領・下領トシ、郡宰三名ヲ置キ、郡部一切ノ事務ヲ掌ル、番士ヨリ人撰ニテ郡奉行ヲ拜命、役人並席末ノ番外トナル、後席昇リ何々物頭或ハ何奉行次席トナリ、組ノ者十名ツ、御預ケ、郡役所へ出勤、郡部諸願・伺届・訴訟・賞罰・戸籍、郡分ニアル社寺等ノ事ヲ掌トリ、罪人ハ輕罪ハ取扱ヒ、重刑ノ者ハ取調ノ上、寺社奉行^{則町奉行役所へ}引渡ス

一越前国貴頭ノ御方通行ノ砌、関係ノ奉行出張・送迎、君公郡内御巡覧ノ節ハ御案内ヲ為ス

一郡役所ハ郡務取扱所ヲ三ヶ所ニ分チ、其所へ受込一人・下代一名・書役一名、外ニ組小頭一人・物書一人・組ノ者二名定詰ヲ為ス、此所下タ役所ト唱へ、罪人ノ外ハ此所ニテ受込初メ組ノ者立合ニテ取調、申出依テ白洲へ出シ、郡奉行直キ取糺シ、亦賞罰申渡モ同様ナリ、其砌、受込・下代、調所左右ニ列シ、組ノ者縁ノ上座ス、賞与為ス場合ニハ居村庄屋立合せ、罪人ハ目明シ・縄取、本人ニ附添フ例トス

但村々ニ椽上御免トテ、袴着用為シ郡役所へ出頭スル者、椽上ニ着坐スルナリ、其他ハ町人ト雖、格式ナキ者ハ都テ白洲、則筵敷ノ上ニ坐ス

一後チ郡奉行ノ名称ヲ廃シ、上領・中領・下領ノ支配ト変換、勤務従前ノ通、役料賜リ、役人並ニ付、洪箱持セタリ

一郡役所内ヘ山方・山林・宿駅・用水・川除方等ヲ合シテ支配為ス、亦御代官役トテ収納ニ関スル役モ合シテ関係ヲ為ス事ニナリタリ

一郡役所々轄ノ牢屋、城ノ橋一番町ニアリ、郡部罪人入置ク、此牢番ハ三郡組ノ内古参ノ抜所也、但牢番二人

一郡組ハ十人ツ、三組、内一組小頭一人・書役一人役所定詰、其他奉行指図ニ従ヒ、罪人捕亡・探索・取調等出張ス

但充行ハ八石ノ処、貞享後七石

一慶応二寅十月廿六日改革ニ付、組ヲ予備組トナリ、郡組ハ人撰ニテ予備組ヨリ振除キ勤ニナル一御鷹廃セラレ、御鳥見役ヲ止ラレタル後、御坂ヲ初メ従前御鳥見役関係事務、郡役所々轄為シ、山方山林掛り取扱フ事ニ相成リタリ

以上の記述は、旧福井藩士・鈴木準道(1841~1921)が大正4年(1915)に執筆したものである。本資料は藩制全般の諸役について解説していることから、後に舟澤茂樹によって再編のうへ『福井藩史事典』と題して公刊された⁷⁾。鈴木自身、慶応4年(1868)閏4月から明治2年(1869)2月までの約10か月間、郡奉行に在任しており、この期間中には「郡宰心得方大概」⁸⁾と題した業務便覧も執筆している。そのため「福井藩役々勤務雑誌」のなかでも、「郡奉行」の記載は他の役職に比べて信憑性は格段に高いものと思われる。以下、鈴木の説明を簡略にまとめておく。

福井藩では、敦賀郡を除く越前国七郡を上領・中領・下領に三分し、それぞれに1名ずつ郡奉行が置かれた(この項では川北領には言及せず)。郡奉行は、中級藩士の「番士」クラスから選任され、役中は「役人並席末ノ番外」となり、その後は「~物頭次席」や「~奉行次席」に席が上昇する。郡

奉行は上領・中領・下領の3つに分けられた郡役所に出勤し、そこで「郡部一切ノ事務」（諸願・伺届・訴訟・賞罰・戸籍・郡部社寺・軽罪）を司り、山方・山林・宿駅・用水・川除方等を合せて支配した。また、収納役（租税徴収）を担う代官が共に職務にあたり、郡部の罪人を収容する牢屋も城ノ橋一番町にあった。各郡役所にはそれぞれに受込1名・下代1名・書役1名が勤め、郡奉行1名に10名ずつ付けられた組之者の中から組小頭1名・物書1名・組之者2名が定詰めした。また、越前国内を幕府巡検使などが通行する際には郡奉行が出張・送迎を行い、藩主が郡内巡覧する際にも案内している。後に郡奉行の名称は廃止され、上領支配・中領支配・下領支配と改称された。

以上が、主に近世後期から幕末期を対象にした、鈴木による福井藩の郡奉行像である。このほか『福井市史 通史編2』では、舟澤茂樹が藩政機構における郡奉行の位置づけについて、また隼田嘉彦は農村支配の観点から郡奉行について略述している⁹⁾。いずれも、在任期間や昇進ルートなどには記載が及んでおらず、数量的な分析も行われていない。そこで本稿ではこれらの点に留意しながら検討を進めていく。

2. 就任者一覧

郡奉行に関する基礎的情報を確認する作業として、以下の6つの資料を用い、延宝8年～明治2年(1680～1869)の就任者を一覧にしたものが表0である。

(1) 典拠資料の解題

まずは、表0の典拠資料の解題を示す。いずれも編纂物ではあるが、藩内の各役所で現用されていたと考えられるものである。

a) 「諸役年表 五」(A0143-01121) 外題「諸役年表」、内題「勤役諸臣年表」、全15冊。貞享2年～慶応2年(1685～1866)における89の役職の「異動を網羅した史料」とされ¹⁰⁾、慶応2年まで書き継がれたものとみられる。第1冊目の凡例には「役儀を命せらるゝ年、其姓名を記し、役中の加禄・加席、其余恩賞等ハ姓氏を挙て記之、余ハ下の例を以て是を分つ」とあり、離任理由を表す記号が「テ 転役、メ 役儀御免、ト 御咎ニテ退役、| 隠居、ㄣ 病死、イ 御暇」と示される。本資料は年単位での役職ごとの異動記録ではあるが、就任・離任の月日までは記されず、離任理由の記号にも欠落・誤記がみられることから、利用には注意が必要である。郡奉行は、第5冊目の「郡奉行・御作事奉行・御使番・江戸御聞番・御鷹匠頭・御纏奉行」に収録されている。

b) 「御役人列集」(A0143-00997) 目付配下の記録方が編纂した「諸役人并町在御扶持人姓名」全13冊(第7冊欠)の1冊で、18の役職の歴代の就任年月日・前任者名(「〇〇跡」)・人名が記される。採録期間の上限は役職によって異なり、下限は役職の改廃等の事情にもよるが、おおむね慶応4年(1868)までで、この年の成立とみられている¹¹⁾。郡奉行の採録期間は享保16年～慶応4年(1731～1868)で、のべ101名分が収められ、最後の行は「慶応四辰五月九日郡奉行之御役名、以来上領支配・中領支配・下領支配与相改」とある。ただし、最初の行「享保十六亥二月十七日今立権左衛門跡小栗次右衛門」は誤記で、資料cの小栗次右衛門の同年同月日条の履歴は「御腰物役」、資料dでは「御腰物数寄方奉行被仰付」とあり、郡奉行就任は両資料とも享保19年8月9日のこととする。

c) 『福井藩士履歴』上・中級の藩士(士分)約900家の各代当主の履歴を収めた「剥札」上・下

(A0143-00469～00470)と「士族」全7冊(第3冊欠。A0143-00485～00490)を翻刻・再編集したもので、福井県文書館資料叢書として刊行された¹²⁾。「士族」は明治4～6年段階での現役当主の履歴を採録した当時の現用文書で、「剥札」はその時点で引退していた各家の歴代当主の履歴を収めたものである。ただし、「士族」は苗字が「か・よ・た・れ・そ」で始まる家を収めた第3冊を欠き、後述する資料d「士族略履歴」や資料f「旧藩制役成」で補記されている¹³⁾。

家によって採録期間の上限が異なるが、おおむね元禄期(1688～1704)以降の当主の記録は揃っており、時代が下るにしたがって記載内容は詳細なものとなる。下限は上述のとおり廃藩置県後の明治4～6年に及ぶ。郡奉行の就任・離任については、延宝6年(1678)に家督相続した武曾権左衛門の箇所に「宝永西七月十三日郡奉行被仰付」とあるのが最も古い記載である。再任・兼帯なども含めると、のべ96名の履歴に郡奉行就任の記載がみられる。

d)「士族略履歴」(A0143-00471～00482) 資料b同様、記録方で作成されたもので全13冊からなる(第6冊欠)。士分の歴代当主の履歴を家ごとにまとめ、それを苗字のいろは別、さらに禄高順に配列している。天保11年(1840)に一旦完成した後、明治2年頃まで書き継がれた¹⁴⁾。資料cとほぼ同じ期間を採録対象とするが、同一人物であっても片方の資料にしか載らない記載も多く、両者を比較検討する必要がある。ただし、苗字が「よ・た・れ・そ」で始まる家を収めた第6冊目を欠く。全12冊中で郡奉行就任者の記録がみられるのは、のべ82名である。

e)「都而御役替并勤方等之部」(A0143-01019) 巻頭に「御役替并役儀勤方被仰付候部」とあり、「監察府」の朱印があることから、目付用所(目付の役所)で作成管理されたものとみられる。元禄10年5月28日から宝暦14年6月5日(1697～1764)まで、67年間における「御用書」(任命書)を転記したもので、年月日順にまとめられている。転記は以下のようなされ、郡奉行については、再任や後述する「支配下差替」分まで含めると、のべ22名分の記録がみられるが、脱漏もある。

一正徳六申年正月廿一日於御座所

郡奉行役蟬江刑部右衛門跡	御腰物奉行
被仰付御役料五拾石被下候	須崎三郎右衛門

f)「旧藩制役成」(A0143-01029) 明治2年2月頃まで現用されていた人事記録簿で、この時点で現役当主だった士分965名分の記録を収める。禄高・履歴・名を記した短冊が6等に分類されて貼り込まれ¹⁵⁾、資料cやdと比べると情報は簡略である。郡奉行就任記事は、のべ19名の記録にみられる。

(2) 凡例

表0の各項目についての凡例を示す。

- ・ No…「再任」や「領替」(後述)、「本役→頭取」のように同一人物の重複掲出は、番号にアルファベットを付した。また「本役」以外は、「兼帯」「仮兼(仮兼帯)」の別を記し、「再任」についても記したが、「郡奉行次席」は除外した¹⁶⁾。以下、本稿ではこのNo.を用いて人物を表記する。
- ・ 姓名…就任時の通称を採った。ただし、在任中の改名は「→」で記した。
- ・ 諱…代違いの同名異人、苗字や通称の改名による人物同定のため、「姓名録」¹⁷⁾および「諸士先祖之記」¹⁸⁾に拠って諱(実名)を補記した。

- ・ **禄高**…在任中の給禄を、本知行に役高（「役」と略記）と足高（「足」と略記）を併記し、在任中の増減は「→」で記した。なお、No. 1・2・4～6は「貞享三年御新規以来惣侍中拝知并御擬作被下帳」（A143-01317）、No. 3は「松平綱昌給帳」¹⁹⁾、No. 7・8は「松平吉品給帳」²⁰⁾で補った。
- ・ **就任日**…資料b～fに載る就任日付を記した。資料によって異なる日付がみられる場合もあるが、特に注記はせず、正しいと判断できる方を採った。
- ・ **離任日**…資料c・dにおいて、在職中に「病死」や「隠居」と記載される場合はそれをそのまま離任日として採った。また、他役への転任の場合、他役への就任記事がないまま「役儀取上」「蟄居」などの処分が下される場合および「役儀御免」のうえ無役となる場合は、その下命日を離任日とした。また、担当する「領」（上領・中領・下領）が、別の領を担当する郡奉行と入替になる「領替」が行われた際も履歴に記されることがあることから、ここでは「離任」として扱った。
- ・ **在任期間**…就任年を0年目として起算し、離任までの年数を記した。そのため、No. 112のように約8か月間の在任期間（12月就任・翌年7月離任／閏月含む）であっても年を跨ぐことから「1年」と数える場合がある一方、No. 25のように約20か月間の在任期間（1月就任・翌年9月離任）であっても2か年内であることから「1年」と数えた場合もある。
- ・ **離任理由**…資料aに載る離任理由の記号には欠落や誤記があるため、資料c～fによって以下の8つに分類した。
 - 「転役」…無役の期間を経ずに他役に就任した場合
 - 「御免」…「御趣意ニ付役儀御免」や「病身内願ニ付御役御免」などにより無役となる場合
 - 「退役」…「御咎」により「御役御取上」や「蟄居」などの処分を受けた場合
 - 「隠居」・「病死」…隠居／病死した場合
 - 「御暇」…藩の士籍を削られた場合
 - 「兼免」…別の本役在任中に郡奉行を兼帯していて、それが御免となった場合
 - 「領替」…三領（上領・中領・下領）のうち担当する領が他の郡奉行と入替となった場合
- ・ **前任の役職／後任の役職**…資料c～fによって、郡奉行就任前後の役名を記した。ただし、無役の場合は家格（席）を〔 〕で括って示し、病死や隠居、「遠慮」「逼塞」などの処分については（ ）で括った。なお、役職名は「広敷用人」と「広式用人」、「小姓」と「小性」など異なる表記であっても片方に統一したが、「側締り役→側向頭取」のように改称が明らかな場合はそのままとした。
- ・ **前任者 No**…資料b～fでは、例えばNo. 8 田中条左衛門の就任について「仙石喜左衛門跡郡奉行被仰付、御役料五拾石被下置候」（資料e）のように、「跡」の字によって前任者を示す記載が確認できる。これは御用書（任命状）の記載をそのまま転記したものと思われる。その一方でNo. 12 真杉所左衛門「正徳元卯十一月七日郡奉行」（資料c）のように前任者を示さない例もある。ここではいずれかの資料で「○○跡」と記載されたものを前任者とみなし、そのNo.で示した。その際、錯誤の多い資料bは参照にとどめ、推定によるものは（ ）、領替によるものは〔 〕で括った。
- ・ **家督経過**…家督相続の年を0年目として起算し、郡奉行初任までの年数を記した。また「兼帯」の場合も同じく家督相続からの年数を記載した。ただし、本役または兼帯後の「再任（帰役）」、二度

表0 郡奉行一覧（延宝8年～慶応4年）

No.	姓名	諱	禄高	就任日	在任 期間	離任 理由	前任の役職	前任者 No.	家督 経過	資料典拠
				離任日			後任の役職			
1	鈴木宇左衛門	重政	300石役不明 →150石役不明	延宝8. 貞享3.-.-	6	不明	不明 (隠居/病死)	不明	43	a
2	渋谷与五左衛門	正敏 (政敏)	150石役不明 →100石役不明	延宝8. 元禄5.	12	退役	不明 不明	不明	9	a
3	山下八右衛門	不明	200石役不明	天和2. 貞享3.6.11	4	御暇	不明 (御暇)	不明	8	a
4	岡八郎兵衛	富久	200石役不明 →100石役不明	貞享2. 元禄2.	4	退役	不明 不明	不明	27	a
5	仙石喜左衛門	義直	100石役不明	元禄2. 元禄13.	11	御免	不明 不明	(4)	38	a
6	坂田与兵衛 →右近右衛門	永春	100石役不明	元禄5. 元禄10.	5	御免	不明 不明	(2)	12 (37)	a
7	木滑吉右衛門	不明	100石役不明	元禄10.7.26 元禄13.	3	退役	不明 不明	6	不明	a/e
8	田中条左衛門	不明	100石役50石	元禄13.9.5 宝永2.7.13	5	転役	金奉行 御奉行	5	不明	a/e
4b	再任 岡三郎右衛門	富久	100石役不明	元禄13. 宝永2.閏4.29	5	転役	不明 御奉行	(7)	-	a/e
9	河津善大夫 →川津善大夫	崇祐	125石役50石	宝永2.閏4.29 宝永3.5.16	1	転役	不明 目付	4b	5 (43)	a/e
10	武曾権左衛門	重寛	100石役不明	宝永2.7.13 正徳6.1.21	11	領替	勘定奉行 郡奉行(下領)	8	27	a/c/e
11	周防猪左衛門	佐堅 (佐賢)	100石役50石	宝永3.5.16 正徳1.11.7	5	転役	代官 留守物頭	9	46	a/c/e
12	真杉所左衛門	宜甫	100石役不明	正徳1.11.7 正徳5.5.25	4	転役	勘定奉行 目付	(11)	28	a/c
13	鱸江十大夫 →刑部右衛門	茂喬	150石役50石	正徳5.5.25 正徳6.1.18	1	転役	勘定拝借奉行 御奉行	12	15 (37)	a/c/e
14	須崎三郎右衛門	光倫	100石役50石	正徳6.1.21 正徳6.1.21	0	領替	腰物奉行 郡奉行(上領)	13	44	a/c/e
14b	領替 須崎三郎右衛門	光倫	100石役50石	正徳6.1.21 享保6.5.15	5	転役	郡奉行 留守物頭	[10]	-	a/c/e
10b	領替 武曾権左衛門	重寛	100石役不明	正徳6.1.21 享保3.3.6	2	転役	郡奉行 留守物頭	[14]	-	a/c/e
15	雨森儀右衛門	周英	100石役50石	享保3.3.6 享保4.10.15	1	転役	勘定奉行 御奉行	10b	25	a/c/e
16	江口次郎兵衛	幸宏	250石	享保4.10.15 享保5.7.21	1	転役	勘定奉行 預所郡奉行	15	35	a/c/e
17	河合滝右衛門	重成	125石役50石	享保5.7.21 享保8.8.6	3	転役	勘定奉行 留守物頭	16	29	a/c/e
18	井原丞助	頼見	150石役50石	享保6.5.15 享保9.11.25	3	転役	勘定奉行 先物頭	14b	11	a/c/e
19	仮兼 尾高治部右衛門	高睦	250石	享保7.2.28 享保7.11.9	0	転役	松岡・寺社町奉行郡奉行兼 寺社町奉行郡奉行兼帯本役	-	-	c
19b	兼帯 尾高治部右衛門	高睦	350石	享保7.11.9 享保8.4.23	1	兼免	寺社町奉行郡奉行兼帯仮役 松岡町并寺社奉行	(増)	56	c/e
20	兼帯 佐々木大之進	高睦	200石	享保7.11.9 享保8.3.8	1	病死	松岡・寺社町奉行郡奉行兼 (病死)	(増)	39	c/e
21	松尾源五左衛門	清照	100石役50石	享保8.4.23 享保11.3.21	3	転役	山奉行 留守物頭	19b	24	a/c/e
22	皆川三左衛門 →平右衛門	勝圀	100石役50石	享保8.8.6 享保17.12.5	9	転役	勘定奉行(勘定拝借奉行) 先物頭	17	13	a/c/d/e
23	彦坂又兵衛	重矩	100石役50石	享保9.12.21 享保17.6.25	8	転役	勘定奉行 目付	18	23	a/c/d/e
24	稻生八郎右衛門	金逢	100石役50石	享保11.4.16 享保14.12.13	3	退役	勘定奉行 (役儀召揚)[大番組]	21	12	a/c/e
25	仙石庄右衛門	清直	100石役50石	享保15.1.16 享保16.9.5	1	退役	勘定拝借奉行 (役儀取揚)	24	26	a/c/e
26	今立権左衛門	貴林	150石役50石	享保16.10.11 享保19.8.-	3	病死	勘定頭(勘定拝借奉行) (病死)	25	8	a/c/d/e
27	片山平七 →与三右衛門	元陳	200石役50石	享保17.6.25 元文1.6.15	4	転役	裏役 預所郡奉行	23	8	a/b/ c / d /e
28	井上孫左衛門	張英	100石役50石	享保17.12.5 元文1.10.5	4	御免	奥納戸 [大番組]	22	34	a/c/d/e
29	小栗次右衛門	正平 安正	100石役50石	享保19.8.9 寛保2.6.29	8	転役	腰物役 御奉行	26	35	a/b/c/d
30	鱸九郎右衛門	重武	150石役50石	元文1.6.15 寛保2.6.晦	6	退役	勘定拝借奉行(勘定頭) (役召上)[大番組]	27	11	a/b/c/d/ e

No.	姓名	諱	禄高	就任日	在任 期間	離任 理由	前任の役職	前任者 No.	家督 経過	資料典拠
				離任日			後任の役職			
31	味岡彦太夫 →甚左衛門	久廣	100石役50石	元文1.10.15 延享1.11.3	8	転役	与内吟味役(与内立合役) 預所郡奉行	28	21	a/b/c/d/ e
32	堀勘左衛門	浄有	150石役50石	寛保2.6.29 延享3.6.28	4	転役	供目付 水主頭	29	35	a/c/d/e
33	平尾新五兵衛	不明	150石役50石	寛保2.7.19 延享3.11.1	4	転役	勘定拝借奉行(勘定頭) 留守物頭	30	14	a/b/c/d
34	松原仲右衛門	勝周	150石役50石	延享1.11.3 寛延4.10.25	7	転役	駕附 札所吟味役	31 (27)	12	a/b/c/d/ e
35	西尾五右衛門	高文	100石役50石	延享3.6.28 宝暦9.8.16	13	隠居	勘定拝借奉行 (隠居)	32	46	a/b/c/d/ e
36	矢野権平	長記	100石役50石	延享3.11.1 宝暦11.7.22	15	転役	小馬印奉行 先物頭	33	23	a/b/c/d/ e
37	粕谷彦左衛門	元宣	100石役50石	寛延4.10.25 宝暦11.11.29	10	転役	札所奉行 目付	34	9	a/b/c/d/ e
38	榊原十郎右衛門	敬忠	100石役50石	宝暦9.9.22 宝暦12.3.22	3	転役	勘定奉行(勘定拝借奉 行) 留守物頭	35	22	a/b/c/d/ e
39	三岡次郎左衛門	武樹	100石役50石	宝暦11.7.22 明和5.7.1	7	退役	札所奉行 (役儀取揚)[大番組]	36	21	a/b/c/d/ e
40	佐久士市兵衛	喬度	150石役50石	宝暦11.11.29 明和1.8.25	3	転役	[大番組] 長柄奉行	37	27	a/b/c/d/ e
41	八田金右衛門	知忠	100石役50石	宝暦12.3.22 明和5.7.1	6	御免	勘定拝借奉行 [末之番外]	38	32	a/b/c/d/ e
42	大谷儀右衛門	好之	100石役50石	明和1.8.25 明和4.12.8	3	病死	札所奉行 (病死)	40	29	a/b/c/d
43	渋谷与五左衛門	政員	100石役50石	明和5.1.16 明和5.7.1	0	御免	金奉行 [末之番外]	42	31	a/b/c/d
44	数賀山彦右衛門	久志	100石役50石	明和5.7.2 明和9.9.7	4	転役	奥納戸 留守物頭鷹方兼帯	43	29	a/b/c/d
45	井上孫左衛門	英善 英清	100石役50石 →同足50石	明和5.7.2 安永10.1.15	13	転役	金奉行 預所郡奉行	39	17	a/b/c/d
46	石川弥五右衛門	武久	100石役50石	明和5.7.2 明和5.11.14	0	転役	与内立合役 留守物頭	41	26	a/b/c/d
47	村田十太夫	氏春 氏純	100石役50石	明和5.11.14 明和9.9.7	4	領替	鶴方 郡奉行(上領)	46	33	a/b/c/d
48	高畑金太夫	信當	100石役50石	明和9.9.7 明和9.9.7	0	領替	[書院番組] 郡奉行	44	21	a/b/c
47b	領替 村田十太夫	氏春 氏純	100石役50石	明和9.9.7 安永5.7.15	4	転役	郡奉行(下領) 目付	[48]	—	a/b/c/d
48b	領替 高畑金太夫	信當	100石役50石	明和9.9.7 安永4.2.14	3	御免	郡奉行 [留守物頭格近習]	[47]	—	a/b/c
49	沢木金右衛門	直舊	100石役50石 →同役150石	安永4.2.14 天明5.12.11	10	転役	近習番頭取膳番 若殿様側寄り役	48b	27	a/b/c/d
50	味岡彦太夫	久敬	150石役50石	安永5.7.15 安永7.1.16	2	転役	[大番組] 留守物頭	47b	24	a/b/c/d
51	猪子十兵衛	一通	100石役50石 →同役150石	安永7.1.16 天明4.5.24	6	転役	近習番頭取膳番 御奉行	50	28	a/b/c/d
52	田辺久蔵	利暢	200石役100石	安永10.1.15 天明6.12.14	5	転役	目付 新番頭	45	31	a/b/c
47c	再任 村田十太夫	氏春 氏純	150石役100石	天明4.5.24 天明8.3.23	4	病死	先物頭 (病死)	51	—	a/b/c/d
53	大野左七郎	正信	150石役100石	天明5.12.11 天明8.8.28	3	転役	側物頭武具并忍組支 配 広敷用人	49 (42)	29	a/b/c/d
54	枳屋八左衛門	誠之	200石役100石	天明6.12.14 天明8.8.10	2	転役	先物頭 新番頭	52 (38)	30	a/b/c/d
55	川村十郎右衛門	氏好	150石役100石	天明8.5.22 寛政4.5.24	4	転役	先物頭 御奉行	47c	39	a/b/c/d
56	大井弥十郎	満雅	150石役100石	天明8.8.10 寛政2.1.20	2	御免	先物頭 [使番次席]	54	42	a/b/c/d
57	土屋五郎太夫	貞恒	150石役100石	天明8.8.28 寛政3.11.29	3	隠居	普請奉行 (隠居)	53	48	a/b/c/d
58	鈴木清左衛門	直好 直行	350石	寛政2.2.20 寛政5.1.28	3	御免	目付助側物頭泉水預り [先物頭次席]	56	16	a/b/c/d
59	榊原玄蕃	敬休	100石役150石	寛政3.11.29 寛政4.11.21	1	転役	留守物頭 目付	57	16	a/b/c/d
60	西村小平次 →仙右衛門	定綱	100石役150石	寛政4.5.24 寛政5.1.28	1	御免	目付 [先物頭次席]	55	28	a/b/c/d

福井藩の郡奉行に関する基礎的研究

No.	姓名	諱	禄高	就任日 離任日	在任 期間	離任 理由	前任の役職 後任の役職	前任者 No.	家督 経過	資料典拠
61	鈴木新八郎	資弘	100石役50石	寛政5.1.28 寛政9.9.20	4	転役	時宜役 目付	58	29	a/b/c/d
62	日比野彦之丞	一益	100石役50石	寛政5.1.28 寛政8.2.16	3	御免	留守物頭兼方兼帯 [末之番外]	60	27	a/b/c/d
63	岡半右衛門	經宴	100石役50石	寛政5.1.28 寛政6.1.16	1	転役	[大番組] 預所郡奉行	59	13	a/b/c/d
64	高松新兵衛	甫宣	100石役50石	寛政6.1.16 寛政6.閏11.27	0	御免	勘定拝借奉行 [末之番外]	63	33	a/b/c/d
65	井原丞助	頼景	150石役50石	寛政6.閏11.28 寛政8.8.3	2	転役	[大番組] 預所郡奉行	64	14	a/b/c/d
66	東郷三郎右衛門	安恭	200石役50石	寛政8.2.16 享和1.3.1	5	転役	[大番組] 水主頭	62	22	a/b/c/d
67	梶川半兵衛	一之	100石役50石	寛政8.8.3 寛政12.7.17	4	転役	纏奉行 預所郡奉行	65	33	a/b/c/d
68	鰐淵三郎兵衛	幸忠	150石役50石	寛政9.9.20 寛政10.5.29	1	御免	留守作事奉行 [大番組]	61	18	a/b/c/d
69	村田十太夫	氏章	150石役50石	寛政10.6.24 享和1.10.11	3	転役	部屋附近習番 目付	68	10	a/b/c/d
70	周防長兵衛	佐姿	100石役50石	寛政12.7.17 享和3.11.20	3	転役	留守作事奉行 水主頭	67	34	a/b/c/d
71	佐々木藤左衛門	長勝 長恕	200石役50石	享和1.3.1 文化2.10.29	4	転役	大番筆頭 杉形鍵奉行	66	20	a/b/c/d
72	土屋市兵衛	真吉	100石役50石	享和1.10.11 享和3.3.7	2	転役	勘定拝借奉行 留守物頭	69	23	a/b/c/d
73	武田平太夫	正興	100石役50石	享和3.3.7 文化6.1.27	6	転役	奥納戸 杉形鍵奉行	72 (25)	7 (25)	a/b/c
74	小栗次右衛門	安承	150石役50石	享和3.11.20 文化2.10.29	2	領替	腰物数寄方奉行部屋附兼帯 郡奉行(上領)	70	24	a/b/c/d
74b	領替 小栗次右衛門	安承	150石役50石	文化2.10.29 文化7.-.-	5	病死	郡奉行(下領) (病死)	71	-	a/b/c/d
75	寺沢藤左衛門	正久	100石役50石	文化2.10.29 文化2.10.29	0	領替	留守作事奉行 郡奉行(下領)	71	26	a/b/c/d
75b	領替 寺沢藤左衛門	正久	100石役50石	文化2.10.29 文化6.10.5	4	領替	郡奉行 郡奉行(中領)	74	-	a/b/c/d
76	上坂与三右衛門	廣連	100石役50石	文化6.1.27 文化6.8.20	0	転役	勘定拝借奉行 御奉行	73	25	a/b/c/d
77	大井長十郎	満貞	150石役50石	文化6.10.5 文化6.10.5	0	領替	[使番格] 郡奉行(下領)	76 (28)	16 (28)	a/b/c/d
75c	領替 寺沢藤左衛門	正久	100石役50石	文化6.10.5 文化7.6.21	1	転役	郡奉行(下領) 預所郡奉行	[77]	-	a/b/c/d
77b	領替 大井長十郎	満貞	150石役50石	文化6.10.5 文化10.3.4	4	転役	郡奉行 先物頭	75b	-	a/b/c/d
78	鈴木仁太夫 →十左衛門	準久	150石役50石	文化7.2.13 文化9.7.3	2	転役	[大番組] 目付	74b	12	a/b/c/d
79	小宮山伝七	清長	100石役50石	文化7.6.21 文化9.7.3	2	領替	近習番頭取膳番書院番筆頭 郡奉行(上領)	75c	26	a/b/c/d
80	猪子六左衛門	一致	100石役50石	文化9.7.3 文化9.7.3	0	領替	札所奉行 郡奉行(中領)	78	28	a/b/c/d
79b	領替 小宮山伝七	清長	100石役50石	文化9.7.3 文化11.12.3	2	転役	郡奉行(中領) 御奉行	[80]	-	a/b/c/d
80b	領替 猪子六左衛門	一致	100石役50石	文化9.7.3 文化10.2.7	1	御免	郡奉行(上領) [郡奉行次席]	[79]	-	a/b/c/d
81	森田伝右衛門	正則	150石役50石	文化10.2.7 文政2.10.3	6	転役	[大番組] 御奉行	80b	16	a/b/c/d
82	長谷川武右衛門	勝由	130石役50石	文化10.3.4 文化12.2.4	2	転役	[書院番組] 目付	77b	19	a/b/c/d
83	本多九太夫	安堅	175石役50石	文化11.12.3 文化15.3.5	4	転役	時宜役 側物頭	79b	26	a/b/c/d
84	桑山十蔵	政熙	200石役50石	文化12.2.4 文政2.6.16	4	転役	[大番組] 御奉行	82	9	a/b/c/d
85	高村新五兵衛	信敬	150石役50石	文化15.3.5 文政5.6.24	4	転役	部屋附側向頭取恒五郎様兼帯 目付	83	28	a/b/c
86	今立五郎太夫	有慶	150石役50石	文政2.6.16 文政6.3.4	4	転役	[大番組] 目付	84	10	a/b/c/d
87	伊藤助十郎	長貞	100石役50石	文政2.10.3 文政7.11.9	5	転役	留守作事奉行 普請奉行	81	26	a/b/c/d
88	長谷川源之進	安敬	170石役50石	文政5.6.24 文政6.2.15	1	転役	留守作事奉行 留守物頭兼方兼帯	85	26	a/b/c/d
89	奈良助右衛門	直	150石役50石	文政6.2.15 文政10.6.23	4	転役	大番筆頭 水主頭	88	14	a/b/c/d

No.	姓名	諱	禄高	就任日 離任日	在任 期間	離任 理由	前任の役職 後任の役職	前任者 №	家督 経過	資料典拠
90	石川平八	光知	100石役50石	文政6.3.4 文政11.3.16	5	領替	山奉行 郡奉行(上領)	86	17	a/b/c/d
91	高江又五郎	信就	100石役50石	文政7.11.9 文政10.9.23	3	転役	金奉行 留守物頭	87	20	a/b/ c
92	久世八左衛門	廣董	150石役50石	文政10.6.23 文政11.3.16	1	領替	大番筆頭 郡奉行(下領)	89	24	a/b/c/d
93	大谷一右衛門	氏信	200石役50石	文政10.9.24 文政12.2.16	2	転役	腰物数寄方奉行若殿様用兼帶 留守物頭	91	19	a/b/c/d
90b	領替 石川平八	光知	100石役50石	文政11.3.16 文政12.8.13	1	転役	郡奉行(下領) 先物頭	[92]	－	a/b/c/d
92b	領替 久世八左衛門	廣董	150石役50石	文政11.3.16 文政12.10.11	1	御免	郡奉行(上領) [使番次席]	[90]	－	a/b/c/d
94	多喜田藤内	忠雄	100石役50石	文政12.2.16 文政13.3.16	1	御免	勘定奉行 [郡奉行次席]	93	25	a/b/c
95	佐々木小左衛門	長恭	200石役50石	文政12.8.13 文政13.9.11	1	御免	[大番組] [末之番外]	90b	13	a/b/c/d
96	鈴木忠太夫	直期	350石	文政12.10.11 天保3.12.28	3	転役	[大番組] 目付	92b	19	a/b/c/d
97	波々伯部八太夫	頼周	150石役50石	文政13.3.16 天保3.3.11	2	転役	表小姓 留守物頭	94	29	a/b/c/d
98	東郷次郎助 →仁右衛門	安序	200石役50石	文政13.9.13 天保5.5.8	4	御免	[大番組] [使番次席]	95	10	a/b/c/d
99	味岡彦太夫	久道	150石役50石	天保3.3.11 天保7.5.20	4	御免	[大番組] [末之番外]	97	24	a/b/c/d
100	土屋十郎右衛門	貴純	300石	天保3.12.28 天保5.9.27	2	転役	[大番組] 杉形鍵奉行	96	13	a/b/c/d
98b	再任 東郷仁右衛門	安序	200石役50石	天保5.9.27 天保10.1.29	5	転役	[使番次席] 御奉行	100	－	a/b/c/d
101	山本源左衛門	清澄	200石役50石	天保5.5.8 天保11.2.29	6	転役	[大番組] 目付	98	10	a/b/c/d
98c	仮兼 東郷仁右衛門	安序	200石役50石	天保7.5.20 天保7.5.25	0	転役	[使番次席] 御奉行	－	－	a/b/c/d
102	矢野権平	清茂	100石役50石	天保7.5.25 天保8.10.29	1	転役	留守作事奉行 長柄奉行	99	15	a/b/c/d
103	中根新左衛門	正教	200石役50石	天保8.10.29 天保11.2.29	3	領替	謙五郎様附側向頭取見習 郡奉行(上領)	102	19	a/b/c/d
104	中村八太夫	行淑	150石役50石	天保10.1.29 天保11.2.29	1	領替	時宜役 郡奉行(中領)	98b	27	a/b/c/d
105	雨森儀右衛門	奥貴	150石役50石	天保11.2.29 天保11.2.29	0	領替	留守作事奉行 郡奉行(下領)	101	28	a/b/c/d
103b	領替 中根新左衛門	正教	200石役50石	天保11.2.29 天保12.3.11	1	転役	郡奉行 先物頭	[105]	－	a/b/c/d
104b	領替 中村八太夫	行淑	150石役50石	天保11.2.29 天保13.2.29	2	転役	郡奉行 江戸開番	[103]	－	a/b/c/d
105b	領替 雨森儀右衛門	奥貴	150石役50石	天保11.2.29 天保12.1.20	1	転役	郡奉行 預所郡奉行	[104]	－	a/b/c/d
106	三寺与右衛門	信教	150石役50石	天保12.3.11 天保13.10.5	1	転役	大番筆頭 留守物頭	103b	18	a/b/c/d
107	小栗治右衛門	安仍	150石役50石	天保12.1.20 天保14.8.17	2	転役	時宜役 預所郡奉行	105b	31	a/b/c/d
108	高間文四郎	徳彬	100石役50石	天保13.10.5 嘉永1.12.10	6	転役	留守作事奉行 先物頭	106	16	a/b/c
109	東郷平太夫	惟誼	100石役50石	天保13.2.29 天保15.8.12	2	転役	札所奉行 水主頭	104b	28	a/b/c/d
110	原平左衛門	正備	150石役50石	天保14.8.17 弘化2.12.5	2	転役	[近習] 御奉行	107	14	a/b/c/d
111	本多弥六	重基	175石役50石	天保15.8.12 弘化3.7.9	2	領替	小姓頭取 郡奉行(下領)	109	17	a/b/c/d
112	千本藤左衛門	久達 久敬	300石	弘化2.12.5 弘化3.7.9	1	転役	[大番組] 目付	110	14	a/b/c/d/f
113	岡田喜八郎	貞幹	100石役50石	弘化3.7.9 弘化3.7.9	0	領替	小姓 郡奉行(中領)	112	9	a/b/c/d
111b	領替 本多弥六 →十郎兵衛	重基	175石役50石 →同役100石	弘化3.7.9 嘉永4.8.16	5	転役	郡奉行 広敷用人	[113]	－	a/b/c/d
113b	領替 岡田喜八郎	貞幹	100石役50石	弘化3.7.9 嘉永3.9.15	4	転役	郡奉行(下領) 目付	[111]	－	a/b/c/d
111 c	仮兼 本多弥六	重基	175石役50石	弘化4.8.11 弘化4.8.14	0	兼免	郡奉行(下領) 郡奉行(下領)	－	－	d
114	海福猪兵衛	幸翹	200石役50石	嘉永1.12.10 嘉永3.7.28	2	転役	小姓頭取 目付	108	14	a/b/c/d

福井藩の郡奉行に関する基礎的研究

No.	姓名	諱	禄高	就任日 離任日	在任 期間	離任 理由	前任の役職 後任の役職	前任者 No.	家督 経過	資料典拠
115	勝木十蔵	英乗	100石役50石	嘉永3.7.28 嘉永5.6.9	2	転役	近習番頭取膳番書院番筆頭 江戸闇番	114	18	a/b/d/f
116	萩原金兵衛	季善	200石役50石	嘉永3.9.15 嘉永6.9.15	3	御免	小姓頭取 [末之番外]	113b	6	a/b/c/d/f
117	出淵伝之丞	盛親	150石役50石	嘉永4.8.16 嘉永5.11.18	1	転役	[書院番組] 目付	111b	13	a/b/c/d/f
118	三岡助右衛門	成経	100石役50石	嘉永5.6.9 嘉永5.11.18	0	転役	札所奉行 留守物頭鷹方兼帯	115	25	a/b/c/d
113c	再任 岡田喜八郎	貞幹	100石役50石	嘉永5.11.18 嘉永6.9.15	1	領替	[先物頭次席] 郡奉行(中領)	118	—	a/b/c/d
119	井原次郎助 →次郎右衛門	頼重	150石役50石	嘉永5.11.18 安政2.3.14	3	御免	裏役 [使番次席]	117	5	a/b/c/d
120	大井弥十郎	光益	150石役50石	嘉永6.9.16 嘉永6.10.5	0	領替	小姓頭取 郡奉行(上領)	116	15	a/b/c/d/f
113d	領替 岡田喜八郎	貞幹	100石役50石 →同役100石 →同役150石	嘉永6.9.15 安政4.4.15	4	領替	郡奉行 三領井川北領共打込支配	[120]	—	a/b/c/d
120b	領替 大井弥十郎	光益	150石役50石	嘉永6.10.5 安政2.9.23	2	転役	郡奉行 目付	[113c]	—	a/b/c/d/f
121	笹川藤内	正辰	150石役50石	安政2.3.14 安政4.4.15	2	領替	山奉行 三領井川北領共打込支配	119	15	a/b/c/d/f
122	真田五郎兵衛	幸貫	150石役50石	安政2.9.23 安政4.4.15	2	転役	近習番頭取膳番 広敷用人見習	120b	16	a/b/c/d
113e	領替 岡田喜八郎	貞幹	100石役150石	安政4.4.15 安政6.3.20	2	領替	郡奉行(中領) 郡奉行	—	—	a/b/c/d
121b	領替 笹川藤内	正辰	150石役50石	安政4.4.15 安政4.閏5.11	0	御免	郡奉行 [使番次席]	—	—	a/b/c/d/f
115b	兼帯 勝木十蔵	英乗	100石役150石	安政4.4.15 安政6.3.20	2	領替	御奉行	—	—	a/b/d/f
120c	再任 大井弥十郎	光益	150石役100石	安政4.閏5.11 安政6.3.20	2	領替	目付 郡奉行	121b	—	a/b/c/d/f
123	兼帯 武田平右衛門	正房	100石役150石	安政4.11.20 安政5.11.11	1	兼免	預所郡奉行 預所郡奉行(兼勤免)	(増)	25	a/b/c
113f	領替 岡田喜八郎	貞幹	100石役150石	安政6.3.20 万延2.1.18	2	転役	郡奉行 預所郡奉行	—	—	a/b/c/d
115c	領替 勝木十蔵	英乗	100石役150石 →同足30石 →同足100石	安政6.3.20 文久3.7.3	4	兼免	郡奉行 御奉行(兼勤免)	—	—	a/b/d/f
120d	領替 大井弥十郎	光益	150石役100石	安政6.3.20 文久2.5.18	3	転役	郡奉行 中将様附側向頭取	—	—	a/b/c/d/f
124	香西敬左衛門	久成	100石役50石	安政6.11.17 万延1.閏3.14	1	転役	小姓頭取 中将様附側向頭取見習	(増)	7	a/b/d/f
125	真杉所左衛門	宜仁	170石役100石	万延1.6.19 文久2.3.16	2	御免	江戸闇番 [末之番外]	124	16	a/b/c/d/f
126	浅井権十郎	政由	250石役50石	万延2.1.22 文久3.5.22	2	転役	中将様附近習頭取 先新物頭供頭兼帯	113f	12	a/b/c/d/f
127	佐々木権六	長淳	200石役50石	文久2.3.29 文久2.8.9	0	転役	制産方頭取近習 中将様手元用[近習]	125	9	a/b/c/d/f
128	松原孫七郎	勝肥	100石役50石 →同役100石	文久2.6.19 慶応2.6.5	4	転役	郡方吟味役山奉行兼 帯・用水奉行兼帯 目付	120d	16	a/b/c/d/f
129	榊原幸八	不明	100石役50石 →同役100石	文久2.8.9 文久3.8.4	1	転役	徒頭 金津定番	127	10	a/b/c/d/f
130	兼帯 村田巳三郎	氏寿	150石役100石	文久2.9.7 文久3.8.1	1	転役	目付 側物頭	(増)	3 (9)	a/b/c/d/f
131	三岡八郎	義由	100石役150石	文久3.5.22 文久3.8.29	0	退役	御奉行 (蟄居)	(126)	10	a/b/c/d
132	吉田作太夫	不明	100石役100石	文久3.8.4 慶応1.9.22	2	転役	郡方吟味役山奉行兼帯 先手大馬印奉行	129	10	a/b/f
133	高島与五郎	不明	100石役100石	文久3.9.1 慶応1.9.22	2	転役	郡方吟味役山奉行兼・ 用水奉行兼帯 先手大馬印奉行	131	7	a/b/f
134	武曾権左衛門	不明	100石役100石	慶応1.9.22 慶応2.11.29 慶応1.9.22	1	転役	郡方吟味役山奉行兼帯 先副物頭	133	9	a/b/c/d/f
117b	再任 出淵伝之丞	盛親	150石役100石	慶応4.2.29	3	領替	側物頭 郡奉行頭取并取締地 預所郡奉行兼帯	132	—	a/b/c/d/f
135	武田三十郎	正規	100石役50石 →同役100石	慶応2.6.5 慶応4.4.11	2	転役	小姓頭取 評定役並	128	18	a/b/f

No.	姓名	諱	禄高	就任日 離任日	在任 期間	離任 理由	前任の役職 後任の役職	前任者 No.	家督 経過	資料典拠
136	平瀬儀作	達	25石5人役50石	慶応2.11.29 慶応4.5.9	2	転役	勘定吟味役 勝手所務元締役	(134)	20	a/b/c/d/f
137	加藤藤左衛門	賀紹	17人役100石	慶応4.2.29 慶応4.閏4.1	0	転役	会所奉行 会所奉行	(117b)	20	a/b/d/f
117c	頭取 出淵伝之丞	盛親	150石役100石	慶応4.2.29 慶応4.5.4	0	転役	郡奉行 評定役町郡会所頭取	—	—	a/b/c/d/f
138	久津見九左衛門	直如	100石役50石	慶応4.4.16 慶応4.閏4.14	0	領替	旗奉行 郡奉行(中領)	135	26	a/b/ c / d / f
138b	領替 久津見九左衛門	直如	100石役50石	慶応4.閏4.14 明治2.2.15	1	転役	郡奉行 民政局承事	[137]	—	a/b/ c / d / f
139	鈴木拾五郎	準道	150石役50石	慶応4.閏4.14 明治2.2.15	1	転役	小姓頭取 民政局承事	(138)	13	a/b/c/d / f
140	木内甚兵衛	盛潔	25石5人役50石	慶応4.5.9 明治2.2.15	1	転役	勘定吟味役 民政局承事	(136)	17	c/ d / f

目の「兼帯」「頭取」「領替」については記載していない。なお、家督前に小姓等として出仕している場合は、その年数を調整して加算し、2段目に（ ）で括って示した。

・資料典拠…郡奉行就任に関する記載が確認できた資料を a～f で示した。

3. 職制の分析

ここからは表0を基礎データとし、いくつかの視点から郡奉行の職制を数量的に分析する。

(1) 設置時期

本稿で分析対象とした資料のうち、郡奉行の就任に関する最も古い記載は資料aの朱書「延宝八ヶ」である（貞享2年の箇所に記載）。これはNo. 1・2が延宝8年（1680）からこの年まで郡奉行に在任していることを意味し、延宝8年に初めて郡奉行が設置されたことを意味するわけではない。

藩祖・結城秀康代（1600～1607）に遡ると、いくつかの系統の給帳（分限帳）が残されており、その中には役職名を記載したものも確認できる。「越前北庄御家中御分限帳」（内閣文庫）には「郡奉行」として知行250石～450石の20名の名前が載ることから、一見すると藩政初期には20名もの郡奉行が設置されていたように読めてしまう。ところが、別系統の「結城秀康給帳」²¹⁾には「役人衆」として知行50石～1400石までの58名の名前が載り、そのうち「町奉行」2名、「御普請奉行」4名、「敦賀御代官」1名、「御代官」13名、「金奉行」1名、「御賄方」1名の計22名は役名が記されているものの「郡奉行」の記載は一切見られない。そのうえ、この58名と先の「郡奉行」20名とは人名が1人も一致していない。これらのことから、給帳に依拠して郡奉行の設置開始時期を検討する方法には課題が残る。

一方で、秀康・忠直代の慶長5年～元和9年（1600～1623）の文書では、慶長10年（1605）7月7日付「本多富正・今村盛次連署状」に「若新井水細成候者何時も郡奉行迄注進可申」とあり²²⁾、また同19年6月24日付「慈眼寺吞察目安状」にも「去年先住目安を以御奉行所へ訴訟被申候処ニ、郡奉行金田多兵衛殿内々之御取扱ニ被成度之由」とあることから²³⁾、慶長期にはすでに「郡奉行」が置かれていたことは明らかである²⁴⁾。それでも地方文書には「御奉行」や「代官」の語を用いて郡奉行のことを指す用例もみられることから、当該期の郡奉行の人名を特定することは困難との指摘がなされている²⁵⁾。またこの時期、郡や郷を越えて12の「領」（丸岡領・三国領・志比領・東郷領・藤島領・西方領・田中領・府中領・今庄領・大野領・勝山領・敦賀領）が設定され、それが支配機構として運用

されていた²⁶⁾。そのため忠昌が藩主となる寛永元年（1624）以降の職制との間での連続・非連続も見極めが必要となる。

表1は、地方文書等から抽出した貞享2年以前の郡奉行在任者一覧である。宛名や差出に「郡奉行」と明記するものもあれば、文意から郡奉行と推定したものもある。上記のような問題点もあり、また遺漏もあると思われるので、あくまで参考として掲げておく。

このように設置開始時期については不明瞭な点があるのに対し、終了時期については資料cなどから詳しい経緯をたどることができる。まず、慶応4年（1868）5月9日に、上領・中領・下領の郡奉行の役名が、それぞれ上領支配・中領支配・下領支配に変更された。同時に、管理を委任されていた幕府領である「預所」を管掌する取締地預領郡奉行（旧・預所郡奉行）は預領支配に、寺社町奉行から切り離された町奉行は町方支配と役名が変更される。この時点で「郡奉行」の名称自体はなくなるものの、藩領を三領に分けて支配する体制に変更はない。しかし、翌明治2年（1869）2月15日になると、上記5役の就任者全てが民政局承事に任じられ、三領の担当分担も明示されなくなることから、本稿ではこの時点をもって郡奉行の設置が終了したとみておく。

（2）定員

鈴木準道は「福井藩役々勤務雑誌」のなかで郡宰（郡奉行）の定員を3名と述べているが、実際には時期によって変動があった。資料aでは貞享2年（1685）の欄に4名の名前が載り、翌3年の欄には「壺人減シ」の朱筆と「イ（御暇）山下」の記載がみられる。また、「家譜 五」（越葵文庫、以下同。A0150-01013）の承応2年（1653）2月29日条には、

御領分在々家帳改為横目岡本左次右衛門・津田源之丞^時・渡辺弥次右衛門・雪吹孫左衛門被遣候ニ付、右四人江郡奉行四人差添可相廻旨被仰出之

とあることから、承応2年時点では定員が4名だったものが、貞享3年に領知が47万5000石から25万石に半減したことに伴って減員になったことが推定できる。

半知による人員削減の方針は、秀康代および新藩主吉品が吉江藩時代に召し抱えた家はそのまま

表1 近世初期の郡奉行推定就任者

姓名	年月日	資料典拠
吉田万右衛門	不明.9.17	県史4－浄光寺文書11号
金田多兵衛	慶長18.－.－	県史6－慈眼寺18号
渡辺牛兵衛	元和4.5.－	市史6上－10号
渡辺牛兵衛	元和6.－.－	「家譜 二」（A0150－01010）
渡辺牛兵衛	元和9.2.21	「家譜 二」（A0150－01010）
林久助	元和9.5.9	県史6－木村孫右衛門家10号
岡嶋右馬丞 ^カ	元和9.5.9	県史6－木村孫右衛門家10号
片桐右兵衛	元和9.5.9	県史6－木村孫右衛門家10号
森惣右	寛永12.2.7	市史8－156号
松原角左衛門	明暦2.6.4	市史8－157号
松原角左衛門	万治2.11.29	県史4－性海寺26号
鈴木宇左衛門	寛文3.6.9	市史8－184号
須崎三郎右衛門	寛文3.6.9	市史8－184号
秋田市兵衛	寛文5.12.5	市史8－158号
水谷長兵衛	寛文7.5.20	県史7－朝日助左衛門家8号
水谷長兵衛	寛文8.3.25	市史6上－97号
鈴木宇左衛門	寛文8.3.25	市史6上－97号
小嶋権太夫	寛文9.7.7	「家譜 七」（A0150－01015）
鈴木宇左衛門	延宝1.3.27	「家譜 九」（A0150－01017）
小嶋権太夫	延宝1.3.27	「家譜 九」（A0150－01017）
根来半兵衛	延宝6.6.－	県史6－田中作右衛門家2・3号
根来半兵衛	延宝7.9.6	県史5－福岡平左衛門家1号
渋谷与五左衛門	天和1.12.29	県史6－島崎文四郎家8号
西尾弥惣兵衛	天和3.3.－	県史4－久末重松家2号
渋谷与五左衛門	貞享1.8.5	県史6－丸岡齊家28号

* 県史3は『福井県史 資料編3』を表す（他も同様）
市史6は『福井市史 資料編6上』を表す（他も同様）

藩にとどまり、忠昌・光通代に召し抱えた家は「親子・兄弟之内其品ニより御暇」が下されたという（「国事叢記」²⁷⁾）。No. 1・2・4はともに先祖が忠昌代に召し抱えられた家だったが、結果としてNo. 3 山下八右衛門だけが「御暇」の対象となった（「半知ニ付家中減員覚帳」²⁸⁾）。

また、資料aからはNo. 1 鈴木宇左衛門重政の離任日が判明しないが、「諸士先祖之記」²⁹⁾からは貞享3年に宇左衛門雅祥が重政の家督を相続していることがわかる。本来ならば資料aの貞享3年の箇所に「|（隠居）鈴木」または「|（病死）鈴木」と記されるべきだったものが漏れたのだろう³⁰⁾。すなわち、半知のあった貞享3年にNo. 1が隠居または病死、No. 3が御暇となり、両者の後任はいないことから、この年に4名から2名に減員されたとみてよい³¹⁾。なお、「家譜 十六」（A0150-01024）の貞享3年10月16日条には、

今度御高相減候ニ付、郡奉行支配下左之通不同ニ相成候へ共、当年ハ割替無之候間、其儘可致支配旨、郡奉行三人江被仰出之

御高貳拾五万三千石 改出共ニ

内 四千七百石 御城下廻高石場高共ニ

貳千石 府中街分

残而 貳拾四万六千三百石

内 三万三千貳百貳拾石 大宮彦右衛門支配 川北領

拾万六千八百拾壹石 渋谷与五左衛門支配 上領

拾万六千貳百六拾九石 岡八郎兵衛支配 中領

とあって「郡奉行三人」の文言が見える。ただし、大宮の支配領は「川北領」（九頭竜川以北）とあることから、これは金津奉行在任中（この頃の名称は「金津郡代」）であることを意味し、この時の郡奉行は上領と中領を支配したNo. 2・4の2名だけである。元禄期（1688～1704）と推定される「兵部大輔吉品公御給帳」でも、郡奉行がNo. 2とNo. 5（No. 4の跡）の2名しか記されていないことから、この2名体制はしばらく続いていた。

この後、定数に変更が生じるのは、享保6年（1721）に松岡藩主・松平昌平（後に宗昌と改名）が福井藩主になったことで、松岡藩領5万石が福井藩領25万石に併合された時点である。これに伴い、松岡藩で寺社町奉行兼郡奉行を務めていたNo. 19bと20が、翌7年11月9日から翌年の3～4月の間に福井藩郡奉行を兼帯した³²⁾。この期間はNo. 17と18が郡奉行を務めていたことから、定員は4名に増員されたことになる。No. 19bが享保8年4月23日に兼帯御免になった跡にはNo. 21が新たに就任したが、

表2 郡奉行の定員の変遷（単位：名）

年代	西暦	月												就任	離任
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
承応2	1653		4											-	-
⋮	⋮														
貞享3	1686				2									0	2
⋮	⋮														
享保7	1722										4			2	0
享保8	1723		3											1	2
⋮	⋮														
安政4	1857			3							4			3	2
安政5	1858										3			0	1
安政6	1859										4			1	0
万延1	1860		3			4								1	1
文久1	1861													1	1
文久2	1862									5				3	4
文久3	1863							4	3					3	5
⋮	⋮														
明治2	1869		0											0	3

No. 20が同年3月8日に死去した跡の後任者はいないことから、この時点以降、定員は3名となる。なお、資料aにはNo. 19bと20は載せておらず、享保8年の欄にNo. 21「松尾源五左衛門 増」と記されるのみであり、実質的にはこの時に2名から3名に増員されたとの認識だったのかもしれない。

郡奉行は、前任者の離任から新任者の就任まで空白期間を作らず、同日中に交代することが通例だったようだが、前任者の病死による離任例を含め、最大で3か月ほどの減員期間が生じた例も確認できる³³⁾。それでも基本的には郡奉行3名体制は長く続いたが、安政4年(1857)の民政・財政の大幅な職制改革で事態は変わる³⁴⁾。「奉答紀事」の4月15日条には以下のように載る³⁵⁾。

金津奉行を被廃、勝木十蔵御奉行より郡奉行を兼、大井弥十郎御目付より郡奉行へ転役、是迄郡宰相勤罷在岡田喜八郎と三人ニ而川北領打込支配ニ被仰付、専ら牧民之郡務御奨励あり、此冬に至り、御預所元締・郡奉行共、表御奉行郡奉行と打込勤被仰付

それまで金津奉行の支配下にあった川北領を含む四領の「打込支配」すなわち郡奉行3名による四領の統合的支配が行われるようになったのである。おそらくこのことと関連して、同年11月20日に預所郡奉行在任中のNo. 123が郡奉行を兼帯することとなり、翌5年11月11日まで郡奉行4名体制が敷かれる。なお、この「打込支配」は、安政6年3月20日に家老から郡奉行3名に以下の申し達しがなされて終了となった³⁶⁾。

御奉行郡奉行兼	勝木十蔵
郡奉行	大井弥十郎 江
同	岡田喜八郎

御趣意ニ付、一昨年三領并川北領共打込致支配相勤候様被仰付候得共、内達之趣も有之二付、役所限ニ而銘々一領宛致支配相勤候様被仰付候

且又他所他国掛合并入組候取扱之儀者、是迄之通申談可被取斗候

承応2年以降、人数に増減があった時期のみを抽出した定員の変遷を表2として掲げておく(引継に伴う1か月間程度の減員は無視した)。この表からもわかるとおり、貞享3年以降、郡奉行の定員は必ずしも3名ではなく、兼帯まで含めると、安政4年11月～同5年11月、同6年11月～万延元年(1860)閏3月、同年6月～文久2年(1862)9月、同3年7月の期間に4名だった時期があり、文久2年9月～同3年7月の期間にはさらに1名増えて5名だったことが確認できる。

(3) 禄高

福井藩における給禄は、知行取とそれ以外の扶持米取・切米取などに大別され、家格は前者の方が高い。郡奉行就任者の出身層を把握するため、禄高と人数を高別に整理したのが表3である。

郡奉行本役就任者および他役在任中の郡奉行兼帯者を対象にしたが、いずれも初任時に限るものとし、また短期間に仮兼帯を務めた2名は除外した。その結果、母数は本役就任者136名、兼帯者4名の計140名となる。

最も多いのは知行100石の66名、これに150石39名、200石17名が続く。知行100石～200石までの合計人数に扶持米取・切米取を加えると132名となり、全体の約95%を占める。なお、No. 1～4は貞享3年(1686)の半知以前の就任であり、半知後は300石が150石、200石と150石が100石に減じられ

るため、この割合はさらに高くなる。

つぎに役料との関係を検討する。福井藩における役料は、主要役職就任者のうち、知行300石未満の者に与えられた職務給を指す³⁷⁾。郡奉行への役料付与がいつ始まったかは不明だが、資料 a の元禄 7 年（1694）の欄に「役料五拾石ツ、」とあり、これを始期とみてよいのかもしれない。その後、安永 7 年（1778）1 月 16 日の No. 51 までは、知行200石以下の全ての本役就任者には、おしなべて50石の役料が付与されている。すなわち、郡奉行在任中は、知行100石の者は役料を加算して150石、知行150石の場合は200石、知行250石は300石の禄高となっており、郡奉行は禄高が都合150石以上の者が務める役職だったことになる。この点、御奉行が役料を含む禄高250石の者が務めたことに比べると100石の差があった³⁸⁾。

その後、安永10年1月15日に知行100石役料50石の No. 49と51が同時に役料100石を加増され、計150石の役料を付与される。また同日、新たに郡奉行に就任した No. 52が知行200石役料100石とされた。この日を境に寛政 4 年（1792）5 月 24 日就任の No. 60 まで、知行150石～200石には役料100石、知行100石には役料150石が下され、郡奉行在任中は計250石以上の禄高となる。

しかし、寛政 5 年 1 月 28 日以降は、再び知行200石以下の郡奉行に付される役料は50石に減らされ、精勤による加増（No. 111b・113c）を除けば、安政 4 年（1857）までこの状態が続く。

そして同年 4 月 15 日以降は、知行100石には役料50石～150石、知行150石～170石には役料50石～100石、知行200石～250石には役料50石、17人扶持には役料100石、切米25石 5 人扶持には役料50石が付与されており、役料を増加させる例もみられるようになる。

なお、御奉行では17人扶持の就任者には役料 5 人扶持、切米25石 5 人扶持の就任者には足高 5 人扶持が加えられ、なおかつ本役ではなく御奉行助にしか就任できなかったが、郡奉行ではこの扶持米取・切米取の家格であっても本役に就任できた点に違いがみられる³⁹⁾。

（４）家督相続から初任までの経過年数

家督相続からどの程度の年数を経て郡奉行に就任したかを把握するため、経過年数を 5 年単位で整理したのが表 4 である。

まず、本役就任者のうち家督年不明の 2 名を除く 134 名を対象にすると、最多は家督から 26～30 年を経過した 27 名、これに 16～20 年の 24 名、11～15 年の 23 名が続く。家督から本役初任までの平均経過年数は 21.1 年で、家督以前に小姓などで出仕していた年数を加算した調整後の数字では平均 22.2 年となる（ただし、家督前出仕の履歴は早い時期の資料では残されていない場合もあり、厳密な数字ではない）。

家督時の年齢は個々の家の事情によって異なるため、就任時の年齢把握は困難だが、仮に 20～30 歳代で家督相続すると仮定して、平均経過年数の 21.1～22.2 年を加算すると、40 歳代前半から 50 歳代前半で郡奉行に就任するのが一般的だったと推定できる。

表 3 初任時の禄高（単位：名）

	禄高	本役	兼帯	合計
知行取	350石	2	1	3
	300石	3		3
	250石	2		2
	200石	16	1	17
	175石	2		2
	170石	2		2
	150石	38	1	39
	130石	1		1
	125石	2		2
	100石	65	1	66
扶持米取		1		1
切米取		2		2
合計		136	4	140

ただし、家督相続後の経過年数については、時期によって明らかに傾向が異なる。家督後30年を超えての郡奉行本役就任者は全136名中20名を数えるが、このうち19世紀以降の本役就任者67名に限ると1名しかいない（No. 107）。一方、経過年数10年以下での就任者は全136名中23名であるが、このうち19世紀以降の本役就任者では16名を数える。おおまかな傾向としては、時代が下るにしたがって、年数の浅い場合でも郡奉行に就任できるケースが増えていくといえる。

なお、後述する昇進ルートの問題とも関連するが、御奉行就任までの家督相続後経過年数の平均が26.1年（調整後は27.9年）だったことと比べると⁴⁰⁾、郡奉行は5年ほど短い計算となる点にも注目しておきたい。

（5）昇進ルート

本役136名と本役再任6名の計142名に関する就任直前の役（席）、また142名のうち他役に転役した104名の離任直後の役を整理したのが表5である。藩内での家格の席順は、時期や個人による変動もあるが、「松平斉承給帳」⁴¹⁾、「（慶永）給帳」⁴²⁾、「（茂昭）給帳」（A0143-01028）などを典拠に、一部推定を交えて席順の上から順に役名を配列した。

郡奉行は役番外の中位あたりに位置し、下位の役・席からの就任が123名と全体の約87%を占める。一方、上位からの就任例19のうち11例（目付2、側物頭2、普請奉行1、先物頭4、留守頭2）が安永10年～寛政5年（1780～1793）に集中しており、あるいはこの時期の前後に席順の変更があった可能性も考えられる。

就任直前の役で最も多いのは勘定奉行（勘定拝借奉行）の21名で、「勘定奉行→（他役）→郡奉行」ルートの2名を含めると、勘定奉行経験者の郡奉行就任者は23名となる（全体の約16%）。なお、福井藩では、幕府や他藩における勘定奉行を「御奉行」と称していたため、この「勘定奉行」はそれとは別の役職である。福井藩における勘定奉行とは、留守番組の筆頭が就任する役で、御奉行の配下に属し、すべての勘定に立ち合い、また拝借金貸与にも携わった。

ついで多いのは、作事奉行の8名（他役就任期間を挟む場合を含めると9名）、小姓頭取の7名（同11名）となり、それぞれ6～7%程度となる。

こうした結果は、御奉行就任者のうち目付経験者が約32%、郡奉行経験者が約29%もいたことと比べると比率として小さく⁴³⁾、特定の役職を経験して郡奉行に就任する典型的なルートが定まっていなかったことを意味する。

なお、弘化3年（1846）7月の郡奉行人事について、藩主慶永の「政暇日録」に詳しい経緯を確認できる⁴⁴⁾。まず、7月5日時点でNo. 112千本藤左衛門の目付への転役が定まり、その後任について、慶永が家老の酒井外記と狛帯刀に「其方共人撰いたし相伺候様」命じた。6日条には「九日申渡分」として小宮山周蔵に「郡奉行千本藤左衛門跡被仰付、役料五拾石可被下置哉、中領支配可被仰付哉」

表4 家督相続から郡奉行就任までの経過年数（単位：名）

経過年数	本役	本役 (調整)	兼帯
1～5	3	2	1
6～10	20	19	
11～15	23	20	
16～20	24	23	
21～25	17	18	1
26～30	27	27	
31～35	12	12	
36～40	2	5	1
41～45	3	5	
46～50	3	3	
51～55			
56～60			1
不明	2	2	
合計	136	136	4

表5 本役就任前後の役職（単位：名）

家格・役名	前役	後役
役番外（長袴席）		
御奉行	1	13
中将様附側向頭取（含：見習）		2
部屋附側向頭取（含：見習）	2	1
新番頭		2
広敷用人（含：見習）		3
会所奉行	1	1
札所吟味役		1
役番外（役番外）		
旗奉行	1	
目付	3	20
側物頭（含：見習）	3	1
普請奉行	1	1
金津定番		1
先物頭	4	7
[先物頭次席]	1	
留守物頭	2	17
水主頭		5
杉形鑓奉行→脇物頭		3
長柄奉行→先副物頭		3
預所郡奉行		11
郡奉行	—	—
留守作事奉行	8	
使番→先新物頭		1
[使番格]	2	
江戸聞番	1	2
纏奉行・馬印奉行	2	2
徒頭	1	
役番外（末之番外）		
小姓頭取	7	
時宜役	4	

家格・役名	前役	後役
番士（書院番組）		
腰物数寄方奉行	4	
奥ノ番		
裏役	2	
奥納戸	3	
供目付	1	
駕附	1	
鶴方	1	
中将様手元用近習		1
部屋附近習番	1	
[近習]	1	
[書院番組]	3	
大番筆頭	4	
札所奉行	6	
金奉行	4	
制産方頭取近習	1	
与内立合吟味役	2	
[大番組]	16	
番士（留守番組）		
山奉行	3	
郡方吟味役山奉行兼帯	4	
勘定吟味役	2	
勘定奉行（勘定拝借奉行）	21	
番士（小姓）		
小姓	1	
表小姓	1	
評定役町郡会所頭取		1
評定役並		1
民政局承事		3
不明	9	
合計	142	104

との覚が載る。ところが7日条には、以下のような慶永自身の葛藤も込めた記載がみられる。

此方秋田八郎兵衛招呼申付候ハ、昨夜も篤と相考候跡、小宮山周蔵之義ニ候、此度郡奉行ニいたし候へ者、世上ても変な人を出した、周蔵義者側向頭取も相勤、夫レすら勤まらぬ位ニ候へ者、中々以、郡奉行杯存も寄らぬ、右之通り周蔵を不存に出し候へ者、宜ク候得共、元手元ニ指置、人体も能承知之事ニ候故、昨日家老へ指図いたし候所ハ無念候間、此者之義は相止め、岡田喜八郎ニ申付候様可致事（中略）右於本丸申、八郎兵衛御座所へ居間へ罷出申達候は、御家老も至極御尤之旨申之、猶又御目付へも相調候処、差支無之旨申ニ付、其通りニ相成、右之趣故、喜八郎申付書別段相渡、左之通（以下略）

すなわち、慶永はいったん千本の後任に小宮山案を提示したが、じっくり考えた結果、小宮山は側向頭取すら務まらなかった者で（天保13年3月16日側向頭取見習就任、同15年5月23日役御免）、郡奉行に就任するなど思いもよらないことに気づく。「人体」も知らずに小宮山案を提示したのならよ

かったのだが、もともと側向頭取見習として側に置き、よく知っているのに、それを家老に示したのは「無念」だったとして、小宮山案は撤回のうえ、やはり側近くに小姓として仕えていた No. 113岡田喜八郎を後任とするよう意見を改めたのである。

ここで注目すべきは、郡奉行人事に藩主慶永が直接意見を出していること⁴⁵⁾、また藩主の側近を務めた者であっても能力によって郡奉行に就任させないことがあったこと、さらに郡奉行が側向頭取より務めるのが困難な役職として認識されていたことなどである。

結果として No. 113岡田喜八郎は、弘化3年7月9日～嘉永3年9月15日までの約4年間、その後の目付在任期間を挟んで再任されて嘉永5年11月18日～万延2年1月18日までの約8年間、都合10年以上にわたって郡奉行を務めることになり、同役には適任の人材だったことになる。

(6) 在任期間

郡奉行本役就任136名と本役再任6名の計142名を対象に、在任期間を年数ごとに整理したのが表6である。凡例に示した通り、誤差を含む数字であるため、傾向を把握するにとどめたい。

合計142名中116名の在任期間が5年以内である。10年以上の在任は9名にとどまり、天明5年(1785)12月11日に離任した No. 49が最後である。在任期間の平均値をとると約3.9年となる。ただし、前項に挙げた No. 113岡田喜八郎の初任4年と再任8年で計12年となる事例や No. 47村田十太夫の初任8年と再任4年で計12年となる事例もある。

いずれにせよ、御奉行就任者109名のうち在任期間が10年以上の者は14名(全体の約12.8%)いたのに対し、郡奉行では142名のうち9名(全体の約6.3%)しかいないのは、離任後にさらに昇進するポストが用意されていたためと考えてよいだろう。

(7) 離任理由と離任後

表7に再任6名を含む本役142名を対象にして離任理由とその人数をまとめた(ただし「領替」を除く)。この表7および前掲表5を用いて、離任とその後の履歴について検討する。

離任理由については、無役の期間を経ず、直ちに他役に転じる「転役」が104名と最も数が多い。これに一旦は役を解かれる「御免」が22名と続き、そのうちの履歴が判明する17名が一定期間を経て他役に就任している。なお、咎などにより役を取り揚げられる「退役」8名のうち、初期の No. 2と4だけが一定期間後に他役に就任したことが判明するが、これは典拠とした資料aが「御免」を「退役」と誤記した可能性も考えられる。

郡奉行の離任理由と比較すると、「転役」で御奉行を離任する割合は全体の約31%であるのに対し、「転役」で郡奉行を離任する割合が全体の約73%と非常に高いことが見て取れる。御奉行は番士クラ

表6 郡奉行の在任期間(単位:名)

年数	本役	再任
15年	1	
14年		
13年	3	
12年	1	
11年	1	
10年	2	
9年	1	1
8年	4	
7年	4	
6年	9	
5年	8	3
4年	24	1
3年	21	1
2年	25	
1年	24	
0年	8	
合計	136	6

表7 離任理由(単位:名)

理由	本役	再任	合計
転役	99	5	104
御免	22		22
退役	8		8
隠居	2		2
病死	3	1	4
御暇	1		1
不明	1		1
合計	136	6	142

スが進める最上位の役に近かったのに対し、前項でも指摘した通り郡奉行にはさらに先に進むべき役があったためだろう。

その転任先について、転役104名のうち最も多いのが目付の20名で、これに留守物頭17名、御奉行13名、預所郡奉行11名が続く。この4役で計61名となり、転役全体の約59%となることから、郡奉行からの転任先はある程度の定まったルートがあったといっていよう。

このうち目付と御奉行は役方（政務）の要職であり、「郡奉行－目付－御奉行」と昇進するルートをたどった者が9名確認できる⁴⁶⁾。また、預所郡奉行は、福井藩が幕府から収納などの支配を任されていた公料（預所）の民政全般に携わる役で、預所元締役の配下に属して預役所に務めたこと以外、三領の郡奉行と役務内容に大きな差異はない。これら役方に対して、留守物頭は番方（軍務）であり、藩主の参勤等による留守中に城内を守護し、先物頭等と輪番で切手門に当直した。また、「郡奉行－留守物頭－先物頭」ルートで昇進した者は10名を数え、番士クラスから進める最上位の番方に先物頭が位置づけられていたこともうかがえる。

（8）領替

前掲表7では「領替」を離任と見なさず計上しなかったが、実際には履歴に明記されないものまで含めると26例の領替が確認できる。この領替とは、上領・中領・下領の三領のいずれかの郡奉行が、他の二領のいずれかを支配する郡奉行と支配領域を替えることをいう。

三領ないし川北領を含めた四領体制がいつから始まったかは不明だが、前掲「家譜 十六」（A0150-01024）貞享3年（1686）10月16日条では、25万余の領知を川北領・上領・中領に三分し、それぞれ金津郡代の大宮、郡奉行のNo.2渋谷、同No.4岡に支配させている。ここに「下領」の名称はみられないが、半知前にも存在していたとみてよいだろう⁴⁷⁾。

「家譜 二十三」（A0150-01031）宝永元年（1704）10月10日条でも「田中条左衛門郡下 上領」「岡三郎右衛門郡下 中領」「大宮彦右衛門支配下 川北領」とあるので、川北領・上領・中領の三領体制はしばらく続いたことがわかるが、「家譜 二十四」（A0150-01032）宝永5年6月11日条では「水野善左衛門支配下 川北領」「武曾権左衛門支配下 下領」「周防猪左衛門支配下 上領」となっていて川北領・上領・下領の三領に名称が改められており、この間に「割替」あるいは中領から下領への改称が行われたものと推測できる。

この後、享保6年（1721）の松岡藩領5万石の併合を受け、郡奉行の実質的な増員が行われるのは同8年のことで、このとき奉行領の再編が行われたものと推定されている⁴⁸⁾。そしてこれ以降、川北領・上領・中領・下領の四領体制（「四郡」とも）が幕末まで続く。

この間、文政元年（1818）5月には坂井郡にあった預所41か村2万石が藩領に加増され、同3年12月にはこの2万石の村々が一旦は上知となり、新たに坂井郡50か村・丹生郡3か村・吉田郡3か村計3万7399石余が藩領に加えられた。また、安政4年（1857）4月15日には金津奉行が廃止されて川北領を含む四領が「打込支配」となるなど四領体制に変遷もみられる。

表8は、貞享3年（1686）10月（領知25万石）、享保10年（1725）4月（同30万石）、文政元年（1818）5月（同32万石）、慶応4年（1868）閏4月（同33万7399石）における、四郡の構成の変遷を示した

表8 四領の高数・村数の推移

役名	領名	貞享3年10月	享保10年4月	文政元年5月				慶応4年月閏4月			
		領知25万	領知30万石	領知32万石				領知33万7399石			
		支配高	支配高	支配高	郡名	村数	合計	支配高	郡名	村数	合計
郡奉行	上領	10万6811石	8万 793石6679	9万 177石5216	南条	52	174	9万 989石4192	南条	52	182
					丹生	29			丹生	30	
					今立	39			今立	38	
					足羽	43			足羽	62	
					吉田	11					
	中領	10万6269石	8万 49石1154	7万9565石9771	丹生	48	184	10万2484石573	丹生	58	258
					今立	5			今立	9	
					足羽	110			足羽	96	
					吉田	17			吉田	37	
					坂井	4			坂井	58	
	下領	8万2380石322	8万6427石9714	丹生	3	190	11万9815石562	丹生	1	234	
				足羽	3			吉田	104		
				吉田	73			大野	7		
				大野	6			坂井	122		
				坂井	105						
金津奉行	川北領	3万3220石	4万4137石53	4万9409石762	吉田	30	92				
					坂井	62					
計		24万6300石	28万7360石6353	30万8173石0501			548	31万3289石5542	674		

* 典拠資料 貞享3年（1686）…「家譜 十六」（A0150-01024）

享保10年（1725）…「享保拾歳巳四月新出人相極ル 下領村々高家并出人牒」（小澤藤兵衛家文書 A0543-00121）

文政元年（1818）…『新訂越前国名蹟考』（松見文庫、1980年）

慶応4年（1868）…「郡宰心得方大概」（『福井市史 資料編5』190号）

* 村高の明らかな誤りはそのままとしたが、他領・除地分は村高から除き、新田分は村高に加えた

ものである。特に文政期と慶応期の典拠資料には、村高の誤りや村名の重複もみられるため、あまり厳密なものではないが、四郡の構成が流動的であったことは十分見て取れるだろう。

さて、この領替を検討するにあたって問題となるのは、それぞれの郡奉行が三領のうちどの領を担当したかが資料 a～f には明示されないことが多い点である。例えば、資料 c では No. 79 は文化 7 年（1810）6 月 11 日の就任時に「郡奉行寺沢勘左衛門跡」とあるだけで何領かは明示されていない。その後、同 9 年 7 月 3 日に「上領江領替被仰付」とあって初めて、それより前に中領か下領のいずれかの支配を担当していたことが推定できる。また、この同日に No. 80 が就任しており、「鈴木十左衛門跡郡奉行被仰付、御役料五十石被下置、但中領」とあることより、同様に No. 80 が上領か下領かを務めた No. 78 鈴木十左衛門の後任になった日に中領に領替されたことがうかがえる。さらにこの 2 名の領替を手がかりに考えると、文化 6 年 10 月 5 日～同 10 年 3 月 4 日に在任していた No. 77b の支配領が下領であったことが導き出せるのである。

このほか、資料 a～f 以外に領名が明示される場合もあるため、それらをふまえ、なおかつ「跡」（前任・後任）の関係に矛盾が生じないように、三領の分担をまとめたものが表 9 である。資料の制約から、明和 5 年（1768）7 月 2 日に郡奉行 3 名（No. 44・45・46）が一斉交代となった時点^{49）} から、安政 4 年 4 月 15 日に三領・川北領が「打込支配」となる時点（No. 113e・121b・115b）までの約 90 年間に時期を限っている。

表9 三領ごとの就任者（* 印は領替）

年	上領	中領	下領
明和5	1/16～7/1渋谷 7/2～数賀山	～7/1三岡 7/2～井上	～7/1八田 7/2～11/14石川 11/14～村田
明和6			
明和7			
明和8			
安永1	～9/7数賀山 9/7～9/7高畑 9/7～村田*		～9/7村田 9/7～高畑*
安永2			
安永3			
安永4			～2/14高畑 2/14～沢木
安永5	～7/15村田 7/15～味岡		
安永6			
安永7	～1/16味岡 1/16～猪子		
安永8			
安永9			
天明1		～1/15井上 1/15～田辺	
天明2			
天明3			
天明4	～5/24猪子 5/24～村田		
天明5			～12/11沢木 12/11～大野
天明6		～12/14田辺 12/14～朽屋	
天明7			
天明8	～3/23村田 5/22～川村	～8/10朽屋 8/10～大井	～8/28大野 8/28土屋
寛政1			
寛政2		～1/20大井 2/20～鈴木清	
寛政3			～11/29土屋 11/29～榊原
寛政4	～5/24川村 5/24～西村		～11/21榊原
寛政5	～1/28西村 1/28～日比野	～1/28鈴木清 1/28～鈴木新	1/28～岡
寛政6			～1/16岡 1/16～閏11/27 高松 閏11/28～井原
寛政7			
寛政8	～2/16日比野 2/16～東郷		～8/3井原 8/3～梶川
寛政9		～9/20鈴木 9/20～鰐淵	
寛政10		～5/29鰐淵 6/24～村田	

年	上領	中領	下領
寛政11			
寛政12			～7/17梶川 7/17～周防
享和1	～3/1東郷 3/1～佐々木	～10/11村田 10/11～土屋	
享和2			
享和3		～3/7土屋 3/7～武田	～11/20周防 11/20～小栗
文化1			
文化2	～10/29佐々木 10/29～10/29寺沢 10/29～小栗*		～10/29小栗 10/29～寺沢*
文化3			
文化4			
文化5			
文化6		～1/27武田 1/27～8/20上坂 10/5～10/5大井 10/5～寺沢*	～10/5寺沢 10/5～大井*
文化7	2/13～鈴木	～6/21寺沢 6/21～小宮山	
文化8			
文化9	～7/3鈴木 7/3～7/3猪子 7/3～小宮山*	～7/3小宮山 7/3～猪子*	
文化10		～2/7猪子 2/7～森田	～3/4大井 3/4～長谷川
文化11	～12/3小宮山 12/3～本多		
文化12			～2/4長谷川 2/4～桑山
文化13			
文化14			
文政1	～3/5本多 3/5～高村		
文政2		～10/3森田 10/3～伊藤	～6/16桑山 6/16～今立
文政3			
文政4			
文政5	～6/24高村 6/24～長谷川		
文政6	～2/15長谷川 2/15～奈良		～3/4今立 3/4～石川
文政7		～11/9伊藤 11/9～高江	
文政8			
文政9			
文政10	～6/23奈良 6/23～久世	～9/23高江 9/24～大谷	
文政11	～3/16久世 3/16～石川*		～3/16石川 3/16～久世*
文政12	～8/13石川 8/13～佐々木	～2/16大谷 2/16～多喜田	～10/11久世 10/11～鈴木

年	上領	中領	下領
天保1	～9/11佐々木 9/13～東郷	～3/16多喜田 3/16～波々伯部	
天保2			
天保3		～3/11波々伯部 3/11～味岡	～12/28鈴木 12/28～土屋
天保4			
天保5	～5/8東郷 5/8～山本		～9/27土屋 9/27～東郷*
天保6			
天保7		～5/20味岡 5/20～5/25東郷 (仮兼) 5/25～矢野	
天保8		～10/29矢野 10/29～中根	
天保9			
天保10			～1/29東郷 1/29～中村
天保11	～2/29山本 2/29～2/29雨森 2/29～中根*	～2/29中根 2/29～中村*	～2/29中村 2/29～雨森*
天保12	～3/11中根 3/11～三寺		～1/20雨森 1/20～小栗
天保13	～10/5三寺 10/5～高間	～2/29中村 2/29～東郷	
天保14			～8/17小栗 8/17～原

年	上領	中領	下領
弘化1		～8/12東郷 8/12～本多	
弘化2			～12/5原 12/5～千本
弘化3		～7/9本多 7/9～岡田	～7/9千本 7/9～本多*
弘化4			
嘉永1	～12/10高間 12/10～海福		
嘉永2			
嘉永3	～7/28海福 7/28～勝木	～9/15岡田 9/15～萩原	
嘉永4			～8/16本多 8/16～出淵
嘉永5	～6/9勝木 6/9～11/18三岡 11/18～岡田		～11/18出淵 11/18～井原
嘉永6	～9/15岡田 10/5～大井*	～9/15萩原 9/16～10/5大井 9/15～岡田*	
安政1			
安政2	～9/23大井 9/23～真田		～3/14井原 3/14～笹川
安政3			
安政4	～4/15真田	～4/15岡田	～4/15笹川

ところで、鈴木準道の「福井藩役々勤務雑誌 地」や「郡宰心得方大概」には、領替への言及がなく、それが必要だった理由は判然としない。支配期間の長期化によって発生しうる不祥事等を排除するため、一定期間を過ぎた場合に領替を行った可能性も考えられるが、実際には就任即日に領替になった事例もいくつも確認できる。例えば、No. 75は、資料 c では「同（文化）二丑十月廿九日郡奉行、小栗次右衛門跡下領支配被仰付、役料五十石被下置」とあって、直接 No. 74小栗の跡を受けて下領支配を命じられたように見えるが、資料 d では「同（文化）二丑十月廿九日郡奉行佐々木藤左衛門跡被仰付、御役料五拾石被下置、同日下午領郡小栗次右衛門跡支配被仰付」とあり、実際には一旦 No. 71佐々木の跡を受けて上領郡奉行となった後、同日領替となり、No. 74小栗の跡を受けて下領郡奉行となっている。

また、領替回数が複数回にわたる事例もある。先述のとおり、No. 113岡田喜八郎は弘化3年（1846）7月9日に郡奉行に就任する。資料 d には「郡奉行千本藤左衛門跡被仰付、御役料五十石被下置中領支配被仰付候」とあるように、下領支配 No. 112千本の後任として就任したが、中領支配を命じられており、就任日即日に領替が行われたものと推定できる。その後、一旦は目付に転ずるも、嘉永5年（1853）11月18日に上領支配 No. 118三岡の後任として郡奉行に再任される。翌6年9月15日には「中領郡支配」を命じられて領替、安政4年4月15日には「打込支配」、同6年3月20日に「打込支配」が解除となった後、万延2年（1861）1月18日まで郡奉行を務めた。実際に支配した

実績としては「中領→（目付）→上領→中領→打込→（不明）」ということになる。

じつは弘化3年の就任即日の領替についても、先に取り上げた慶永「政暇日録」が経緯を詳しく書き留めている。弘化3年7月7日条に転記される「覚」には次のように載る。

本多弥六

下領支配可被仰付哉

是訳ハ小宮周蔵被仰付候へ者、下領と可相成筈候得共、また西方寺村姫王村との公事落着ニハ得共、余燼有之、飛入ニ相成、直ニ相さはき候得は、又初々承不申候へ者出来不申、弥六ニて者、其辺の所も少し者吞込居候ニ付、領替ニて下領と可被仰付事

すなわち、小宮（小宮山）はNo. 112千本の後任として下領支配となるべきはずのところ、当時、福井藩下領の西方寺村と福井藩預所（幕領）の姫王村との間の「公事」（訴訟）が落着いたばかりで、まだ火種は燻っていた。そのようななか郡奉行としては新参の小宮山が「飛入」って、すぐに訴訟を裁くようなことになろうものなら、いったんは落着いた件も不承知になることも想定される。そこでそのあたりを少しは「吞込」んでいる郡奉行経験者の中領支配No. 111本多弥六（天保15年〈1844〉8月12日就任）に下領と領替させることにしたというのである。これは、訴訟事があることで支配が困難な地域には経験者を領替してあてがうことが行われていたことを示す事例といえよう。

なお、未見の藩の記録や地方文書との照合により、表9の精度は向上できることを付記しておく。

おわりに

本稿では、福井藩の郡奉行に関して、制度面における基礎的情報を提示し、その特質について主に数量的な分析を加えてきた。次の段階では、本稿で示したデータを政治史の文脈に位置づけ、具体的な職務内容や郡役所の機能、定員の増加・領替の理由などを具体的に検討していくことになる。

その際、安政4年（1857）の「打込支配」体制、文久期（1861～1864）に横井小楠が目論んだ「町・在・勘三局一致」すなわち町政・農政・財政の統一支配体制および農政の重視⁵⁰などは、藩政改革における郡奉行の位置づけを検討するうえで重要な画期となる。表2で確認した増員の問題とも併せて検討する必要があると考えている。

注

- 1) 美和信夫『江戸幕府職制の基礎的研究』（広池学園出版部、1991年）、馬場憲一「勘定奉行・勘定吟味役の昇進過程に関する一考察」（『法制史学』27号、1975年）、近松鴻二「目付の基礎的研究」（児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』吉川弘文館、1983年）ほか。
- 2) 藤井譲治『江戸幕府老中制形成過程の研究』（校倉書房、1990年）、同「幕藩官僚制論」（『幕藩領主の権力構造』岩波書店、2002年。初出1985年）、山本英貴『江戸幕府大目付の研究』（吉川弘文館、2011年）ほか。
- 3) 舟澤茂樹「福井藩家臣団と藩士の昇進」（『福井県地域史研究』1号、1970年）、同「福井藩における士分の存在形態について」（『同』6号、1976年）、同「福井藩の金津奉行」（『同』11号、2002年）、同「福井藩における藩政機構－「貞享の半知」を中心に」（『同』12号、2008年）、同「明治初年における福井藩の藩政機構」（『同』13号、2012年）ほか。
- 4) 『福井藩士履歴 1～6』『同 7子弟輩』『同 8～13新番格以下 1～6』（福井県文書館、2013～2025年）。
- 5) 拙稿「福井藩の御奉行に関する基礎的研究」（『福井県文書館研究紀要』21号、2024年）。

- 6) 明治2年(1869)成立「役成人名簿」(A0143-01030)の記載法に準拠。
- 7) 舟澤茂樹校訂『福井藩史事典』(歴史図書社、1977年)。
- 8) 『福井市史 資料編5』(福井市、1990年)190号(pp.8~60。抄録)。
- 9) 『福井市史 通史編2』(福井市、2008年)第一章第三節「2 藩政機構」の項(舟澤執筆)、第二章第二節「1 農村支配と村役人」の項(隼田執筆)。
- 10) 前掲注8)『福井市史 資料編5』p.906。
- 11) 前掲注8)『福井市史 資料編5』pp.904~906。翻刻が同書191号「役人列集」(pp.61~106)。
- 12) 『福井藩士履歴1~6』(福井県文書館、2013~2018年)。なお、本稿では適宜、翻刻の誤りを正した。
- 13) 吉田健「幕末維新期の福井藩人事関係資料(松平文庫)について」(『福井藩士履歴1』福井県文書館、2013年)。
- 14) 前掲注13) 吉田「幕末維新期の福井藩人事関係資料(松平文庫)について」。
- 15) 前掲注8)『福井市史 資料編5』pp.906~909。翻刻は同書192号(pp.106~290)。
- 16) 例えば、桜井庄九郎は安永3年(1774)6月に側向頭取、8月に時宜役に任じられ、同10年12月に「役義其儘ニ而御先武頭カク」、天明3年(1783)正月には「席御先武頭次席」と改称され、翌年9月には席を上げられて「郡奉行次席」となった(資料c)。この間役職の変更はなく、「先武頭次席」や「郡奉行次席」は単に席次を示すものとして使われている。また、No. 80b 猪子六左衛門とNo. 94多喜田藤内のように郡奉行の「御役御免」となった後、「郡奉行次席」となる場合もあるが、やはり郡奉行の役職からは離れている。これらのことから、役(郡奉行)と席(郡奉行次席)とは別体系のものといえる。
- 17) A0143-02010~02019。慶長期から嘉永5年(1596~1852)に至る士分各家の当主の通称と諱の変遷記録。編纂時に子孫の家が藩に在籍していなかった場合は採録されない。
- 18) A0143-02020~02025。藩主吉邦の命により編纂されたもので、享保6年(1721)10月以降に成立。『福井市史 資料編4』(福井市、1988年)64号(pp.387~588。抄録)。
- 19) 前掲注18)『福井市史 資料編4』54-3号(pp.235~257)。綱昌は延宝4年~貞享3年(1676~1686)の藩主。
- 20) 前掲注18)『福井市史 資料編4』56号(pp.277~293)。吉品は貞享3年~宝永7年(1686~1710)の藩主。
- 21) 前掲注18)『福井市史 資料編4』53号(pp.184~202)。
- 22) 『福井県史 資料編5』(福井県、1985年)西大井区有文書1号「本多富正・今村盛次連署状」(pp.124~125)。
- 23) 『福井県史 資料編6』(福井県、1987年)慈眼寺文書18号「慈眼寺吞察目安状」(pp.781~782)。なお、同19~22号は「金田多兵衛書状」。
- 24) 『福井県史 通史編3』(福井県、1994年)p.258。
- 25) 本川幹男「福井藩初期の民政組織」(『福井県地域史研究』10号、1989年)。
- 26) 長谷川裕子「江戸時代初期の越前に現れた「領」-結城秀康・松平忠直の領国支配機構」(『福井大学教育地域科学部紀要(社会科学)』4、2013年)。
- 27) 『国事叢記 上(福井県郷土叢書)』(福井県郷土誌懇談会、1962年)p.275。
- 28) 前掲注18)『福井市史 資料編4』p.260。
- 29) 前掲注18)『福井市史 資料編4』p.575。
- 30) 鈴木が貞享3年に隠居・病死する前に郡奉行の役を御免・退役あるいは転役となった可能性も考えられたが、「越前守少将源綱昌公 貞享三年丙寅春改」(『片聾記・続片聾記 上』福井県立図書館、1955年)に「郡奉行三百石 鈴木宇左衛門」と載ることより(p.395)、貞享3年までは郡奉行に在任していたと判断した。
- 31) 前掲注3) 舟澤「福井藩における藩政機構-「貞享の半知」を中心に」。
- 32) 「松岡給帳」(A0143-01316)には、No. 19b 尾高とNo. 20佐々木が同藩の「寺社町奉行郡奉行兼」として名前が載る。資料cによると、No. 19は松岡藩併合後の享保7年2月28日に「仮役」、同年11月9日に100石加増されて「本役」とある。一方、No. 20には「仮役」の記載は見られないが、やはり享保7年11月9日に「郡奉行本役」とあることから、記録には残らないが、実際にはNo. 19と同様に「仮役」を命じられていた可能性がある。
- 33) 短期間の空白を補うために仮兼帯を命じられる事例もあった。下郡郡奉行在任中のNo. 98cは「同(天保7)五月廿日中領郡奉行閏役中仮兼帯相勤候様被仰付候」(資料d)とされ、No. 102が同月25日に中領郡奉行に就任す

ることから、5日間だけ中継ぎとして中領郡奉行の空白期間を兼帯代行した。

- 34) 本川幹男ほか著・福井県郷土誌懇談会編『幕末の福井藩』（岩田書院、2020年）pp.24～25。
- 35) 『奉答紀事－春嶽松平慶永実記（新編日本史籍協会叢書）』（東京大学出版会、1980年）p.186。なお、藩領の村や浦にもこのことは触れがあった（『福井市史 資料編 6 下』福井市、1999年、1310号「三領并川北領打込支配触」pp.581～582）。
- 36) 前掲注35)『福井市史 資料編 6 下』1338号は、本資料を「代官一領支配達」（p.600）と題するが、代官支配ではなく、郡奉行による支配を上・中・下の三領に分けて銘々が支配するよう元の体制に戻したものと解釈できる。
- 37) 『福井市史 資料編 3』（福井市、1986年）p.114。
- 38) 前掲注 5）拙稿「福井藩の御奉行に関する基礎的研究」p.86。
- 39) 前掲注 5）拙稿「福井藩の御奉行に関する基礎的研究」p.86。
- 40) 前掲注 5）拙稿「福井藩の御奉行に関する基礎的研究」p.88。
- 41) 前掲注18)『福井市史 資料編 4』58号（pp.320～384）。
- 42) 『福井県史 資料編 3』（福井県、1982年）pp.119～185。
- 43) 前掲注 5）拙稿「福井藩の御奉行に関する基礎的研究」p.89。
- 44) 『松平春嶽全集 第三巻』（松平春嶽全集編纂刊行会、1942年）pp.550～574。
- 45) 本川幹男「天保～嘉永期の福井藩財政改革について」（『若越郷土研究』68巻 1 号、2023年、pp.11～12）によると、弘化 3 年の慶永は側近体制の確立を目指しており、御奉行・郡奉行・預所郡奉行・札所目付など財政・民政のトップの人事案を強行していた。
- 46) 前掲注 5）拙稿「福井藩の御奉行に関する基礎的研究」p.89。
- 47) 前掲注42)『福井県史 資料編3』所載「御用諸式目」の「十四 郡奉行并御代官支配所分事」（貞享 3 年10月）では、「上領郡奉行支配分」「中領郡奉行支配分」「川北 下領金津郡代支配分」の 3 つに分けられ、金津郡代支配分の川北領を下領とよんでいる（pp.47～48）。
- 48) 前掲注 9）『福井市史 通史編 2』「1 農村支配と村役人」の項（隼田嘉彦執筆。p.178）。
- 49) 明和 5 年百姓一揆に対する処分として、No. 39が「支配下取扱不応思召、其上不宜趣も有之、御城下町筋騒敷節も不参届不調法ニ付役儀御取上、大御番組へ被入、遠慮」（退役）、No. 41が「支配取扱不参届、当春御城下町筋騒敷節も不参届趣、不調法ニ付役義御免、席末ノ番外被仰付、此節遠慮」（御免）、No. 43が「当春御城下町筋騒敷候節、取扱不参届ニ付役義御免、末ノ番外被仰付、此節差扣」（御免）となった（資料 c）。
- 50) 前掲注34)『幕末の福井藩』p.74。

